11 住宅支援関係

災害時における復旧協力に関する変更協定書(長野市と長野市建設業協会)

長野市内に災害が発生したとき及び発生するおそれがあるとき(以下「災害時」という。)に緊急な対応の必要が生じた場合、その協力について長野市長塚田佐(以下「甲」という。)、長野市公営企業管理者 峯村富太(以下「乙」という。)と、社団法人長野市建設業協会会長野澤哲夫(以下「丙」という。)との間において、次の条項により協定を締結する。

(市の要請)

第1条 甲は、災害時において、緊急な対応の必要があると認めた場合は、丙に対して出動を要請する ものとする。

(出動方法)

第2条 丙は、甲からの出動要請があった場合は、迅速に出動し対応するものとする。

(委託料等)

第3条 出動に伴う委託料及び支払い請求等については、協会加入会員と別途契約を締結するものと する。

(期間)

第4条 この協定は、昭和61年6月27日から施行し、特別な事由のない限りその効力を持続するものとする。

(協議)

第5条 この協定に定めのない事項又は不慮の労働災害等に疑義を生じた場合は、甲、乙、丙協議の上 定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成して、甲、乙、内記名押印の上各自1通を保有する。

昭和61年6月27日

- 甲 長野市長 塚 田 佐
- 乙 長野市公営企業管理者 峯村 富太
- 丙 社団法人長野市建設業協会会長 野澤 哲夫

資料 11-1 災害時における復旧協力に関する変更協定書(長野市と長野市建設業協会)

覚 書

昭和61年6月27日付の災害時における復旧協力に関する変更協定の締結に伴い、長野市長塚田佐、 長野市公営企業管理者峯村富太と社団法人長野市建設業協会会長野澤哲夫との間において、下記事項 について覚書を交換する。

昭和61年6月27日

長野市長 塚 田 佐 長野市公営企業管理者 峯村 富太 社団法人長野市建設業協会会長 野澤 哲夫

記

- 1 昭和59年12月20日付の災害時における復旧協力に関する協定(甲 長野市、乙 長野市建設業協会)は、変更後の協定にその要旨を継承し、効力を失う。
- 2 昭和59年10月20日付の災害時における復旧協力に関する協定(甲 長野市水道局、乙 長野市 建設業協会)は、変更後の協定にその要旨を継承し、効力を失う。

災害等緊急時における出動協力に関する協定書(長野市と長野市電設業協会)

長野市(以下「甲」という。)と長野市電設業協会(以下「乙」という。)とは、長野市内において地震、 暴風、豪雨、洪水その他の原因により生ずる災害(以下「災害等」という。)が発生し、緊急事態が生じた 場合に、迅速かつ円滑に対応するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害等が発生した場合の乙の緊急出動(以下「出動」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

(要請及び出動)

第2条 甲は、災害等が発生し、出動の必要があると認めるときは、乙に対し出動を要請するものとし、 乙は、当該要請に対し、迅速に対応するものとする。この場合において、乙は、甲の承認を得て、第三 者に出動を依頼することができるものとする。

(費用弁償)

第3条 前条の規程により、乙が出動したときは、出動に要する費用を甲乙協議のうえ決定し、甲が乙に支払うものとする。

(期間)

第4条 この協定の有効期間は、昭和62年6月3日から昭和63年3月31日までとする。 甲又は乙のいずれからも別段の申出がなされないときは、前項の期間が満了した後においても本協 定が同一条件で更新するものとする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項、疑義を生じた事項又は、出動に伴い事故が生じた場合の補償については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し甲及び乙が記名押印して、それぞれ1通を保有する。

昭和62年6月3日

- 甲 長野市長 塚 田 佐
- 乙 長野市大字鶴賀字流 2056 長野市電設業協会 会 長 宮 尾 清

災害等緊急時における出動協力に関する協定書(長野市と長野市空衛設備協会)

長野市(以下「甲」という)と長野市空衛設備協会(以下「乙」という)とは、長野市内において地震、 暴風、豪雨、洪水その他の原因により生ずる災害(以下「災害等」という)が発生し、緊急事態が生じた場合に、迅速かつ円滑に対応するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害等が発生した場合の乙の緊急出動(以下「出動」という)について必要な事項を定めることを目的とする。

(要請及び出動)

第2条 甲は、災害等が発生し、出動の必要があると認めるときは、乙に対し出動を要請するものとし、 乙は、当該要請に対し、迅速に対応するものとする。この場合において、乙は、甲の承認を得て、第三 者に出動を依頼することができるものとする。

(費用弁償)

第3条 前条の規程により、乙が出動したときは、出動に要する費用を甲乙協議のうえ決定し、甲が乙に支払うものとする。

(期間)

第4条 この協定の有効期間は、昭和63年12月27日から昭和64年3月31日までとする。 甲又は乙のいずれからも別段の申出がなされないときは、前項の期間が満了した後においても本 協定が同一条件で更新するものとする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項、疑義を生じた事項又は、出動に伴い事故が生じた場合の補償については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し甲及び乙が記名押印して、それぞれ1通を保有する。

昭和63年12月27日

- 甲 長野市長 塚 田 佐
- 乙 長野市岡田町小出ビル2階長野市空衛設備協会会 長 北澤 太麻典

大規模災害時における応急対策業務への協力に関する協定 (長野市と長野県建設業協会)

長野市(以下「市」という。)と 長野県建設業協会長野支部(以下「支部」という。)とは、大規模災害発生時における応急対策業務への協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、大規模災害発生時における市が実施する応急対策業務に関して、支部に協力を 求めるときの手続等を定めるものとする。

(協力の内容)

- 第2条 市は、市が管理する公共施設等における損壊箇所の応急措置、障害物の除去等の応急対策業務に、市管轄内の関係団体又は建設業者が対応困難なとき、また、長野県が管理する施設等と密接に関連する応急対策業務について、支部に協力要請することができる。
- 2 支部は、市から前項による協力要請があったときは、特別の理由がない限り、速やかに、対応可能な会員を市に報告するものとする。長野支部の会員が対応できないときは、支部は長野県建設業協会本部に要請し、他支部の協力を得るよう努力する。

(連絡体制)

- 第3条 市と支部は、災害時の連絡を円滑に実施するため、年度当初に緊急連絡体制を確認するものとする。
- 2 市は、長野県が実施する応急対策業務と密接に関連する場合に備え、災害時の連絡を円滑に実施するため、年度当初に長野県との緊急連絡体制を確認するものとする。

(協力要請)

- 第4条 市は、第3条により応急対策業務の協力要請の必要があると認めたときは、支部に対し、業務の内容をできる限り具体的に要請するものとする。また、要請は原則書面によるものとし、口頭による要請をしたときは、速やかに書面による要請をするものとする。なお、書面は電子メール又はこれに類するものを含むものとする。
- 2 市は、前項の要請をしたときは、長野県に要請内容を連絡するものとする。
- 3 支部は、第1項の規定に基づく要請があったときは、速やかに、対応可能な会員を市に報告する ものとする。

(委託契約)

第5条 対応可能な会員は、市と速やかに応急対策業務に係る「委託契約」を締結するものとする。

(業務の指示)

第6条 応急対策業務の実施に当たっては、市が原則書面により指示し、会員はその指示に従うものとする。口頭による指示をしたときには、速やかに書面により指示の内容を改めて示すものとする。また、長野県が実施する応急対策業務と密接に関連する場合、迅速に対応するため、市は、長野県と相互に協力して指示内容を調整するものとする。

(業務の実施)

第7条 応急対策業務の実施を指示された会員は、直ちに応急対策業務を実施するとともに、実施した内容が確認判断できる写真等の資料を整備するものとする。

(業務の実施報告)

第8条 会員は、応急対策業務が完了したときは、直ちに市及び支部に報告するとともに、委託契約 書により定められた様式で業務完了毎に実施報告書を提出するものとする。

(委託料の請求)

第9条 委託契約書に定めるところにより、市は委託料を支払うものとする。

(損害補償)

- 第10条 損害補償は、委託契約書に定めるところによる。
- 2 会員は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号) の適用を受けられるよう手続するほか、法定外の労災保険に付すものとする。

(協 議)

第 11 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、市と支部が協議して 定めるものとする。

附則

この協定の有効期間は、協定締結日から令和5年3月31日とする。

ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、市及び支部のいずれかが文書による意思表示をしない ときは1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、市と支部が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

長 野 市

長 野 市 長 荻原 健司

長野市上下水道事業管理者 上平 敏久

長野県建設業協会 長野支部

支 部 長 岡澤 元夫

災害時における応急仮設住宅の整備に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、長野市地域防災計画に基づく災害時における応急仮設住宅の整備に関して、長野市(以下「市」という。)が一般社団法人長野市建設業協会(以下「協会」という。)に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(要請の手続き)

第2条 市の協会に対する応急仮設住宅の整備の要請は、原則として建設場所、戸数、着工期日その 他必要と認める事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請し、 その後速やかに書面を提出するものとする。

(協力)

第3条 協会は、前条の要請を受けた時は、対応可能な会員を市に斡旋するほか、可能な限り市に協力するものとする。なお、協会の会員が対応できないときは、協会が対応できるものとする。

(住宅の整備)

第4条 協会または協会の斡旋を受けた会員(以下「協会等」という。)は、市の指示に従い応急仮設 住宅の整備を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

- 第5条 協会等が前条の応急仮設住宅の整備に要した費用は、市が負担するものとする。
- 2 市と協会等は、速やかに応急仮設住宅の整備に係る契約を締結するものとする。
- 3 市は、協会等が応急仮設住宅の整備を終了したときは検査し、検査に合格した時は協会等の請求 により第1項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第6条 この協定の業務に関する連絡窓口は、市においては長野市建設部住宅課とし、協会においては一般社団法人長野市建設業協会災害対策本部とする。

(報告)

第7条 協会は、応急仮設住宅の整備について協力できる生産能力及び建設能力等の状況について、 1年に1回、市に報告するものとする。ただし、市が必要と認めた場合は、市は協会に対して、随 時報告を求めることができる。

(会員名簿等の報告)

第8条 協会は、この協定に係る協会の業務担当者名簿及び協会に加盟する会員の名簿を1年に1回、 市に報告するものとし、その後名簿の記載事項に変更があった場合には速やかに報告するものとす る。

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか、応急仮設住宅の整備に関し必要な事項については、市と協会とが協議して定めるものとする。

(適用)

資料 11-5 災害時における応急仮設住宅の整備に関する協定書(長野市と長野県建設業協会)

第10条 この協定は、令和4年3月16日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、市と協会が署名捺印の上、各自その1通 を保有する。

令和4年3月16日

長野市

長野市長 荻原 健司 印

一般社団法人長野市建設業協会

会 長 湯本宜成 印